

岡山市協働のまちづくり条例第7条第1項に規定する モデルとなる事業の審査基準

岡山市協働のまちづくり条例（市条例第77号）第16条第3号に規定する岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）が行う同条例第7条第1項に規定するモデルとなる事業（以下「モデル事業」という。）の審査について、以下のとおり審査基準を定める。

1 審査の方法

審査は、ヒヤリング及びモデル事業指定申請書等書類に基づき、別に定めるモデル事業の審査票（以下「審査票」という。）により行う。

2 審査の評価方法と推薦基準

- (1) 別表の「1. 審査の視点」の各評価項目について、委員会の各委員が別表の「2. 審査の評価基準」により5点満点で採点し、審査票に記入する。
- (2) 各評価項目ごとに平均点（各委員の採点の合計を委員数で割る）を出した上で、以下の場合に推薦する、又は、推薦できるものとする。
 - ①各評価項目ごとの平均点が、すべて3点以上であれば、無条件で推薦する。
 - ②各評価項目全体の平均点は3点以上であるが、各評価項目の中に平均点が3点未満のものがあつた場合、推薦はするが、その評価項目について助言を付帯する。
- (3) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の採点からはずれるものとする。

3 審査結果の公表

- (1) 推薦の可否にかかわらず、審査結果は、申請等を行った団体及び事業担当課並びに支援措置担当課に通知する。
- (2) 審査結果については、別に定める方法により公表する。

参考) 「岡山市協働のまちづくり条例施行規則」抜粋

(モデルとなる事業としての指定要件)

第3条 条例第7条第1項に規定する市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組は、条例第4条に規定する協働の基本原則にのっとりた取組であつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ、実現可能性の高いものであること。
- (2) 原則として本市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであること。
- (3) 多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待でき、市民協働の取組を一層促進するものであること。
- (4) モデルとなる事業の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）と市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待できるものであること。

別表

1. 審査の視点

No.	評価項目	評価の視点
1	事業要件	①目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ実現可能性の高いものであるか。
		②原則として岡山市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであるか。
		③多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待できるものであるか。
		④市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待できるものであるか。
2	団体要件	①組織運営の基本的事項に関する規約を有し、これに則って団体が適正に運営されているか。
		②申請事業の実施に必要な財政基盤及び人材を有しているか。
		③申請事業の実施のための専門性や知識、体制、経験などの能力を有しているか。
		④団体の代表者及び実務責任者が明確であり事業を実施できる体制があるか。
3	協働の基本原則	①相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合っているか。（相互理解の原則）
		②解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし共有できているか。（目的共有の原則）
		③相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成しているか。（対等の原則）
		④互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重しているか。（自主性及び自立性尊重の原則）
		⑤常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保しているか。（公開の原則）

2. 審査の評価基準

点数	評価レベル
5	評価できる
4	やや評価できる
3	普通
2	あまり評価できない
1	評価できない